

2019年12月

会員各位

主催 一般社団法人 刈谷労働基準協会
後援 刈谷労働基準監督署

労務管理講習会開催のお知らせ

皆様には日頃から労働基準協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
2019年4月から働き方改革関連法が順次施行(主に大企業が対象)され、2020年4月からは対象が中小企業まで広がるため、環境整備に取り組んでおられることと存じます。

また、2020年4月から改正労働者派遣法とパートタイム・有期雇用労働法(中小企業は2021年)が施行され、同一労働同一賃金への対応も必要になってきます。

つきましては、これらの法令を正しく理解するとともに確実に実施するため、また、働き方改革を確実に推進していくために、下記の内容にて「労務管理講習会」を開催いたしますので、業務ご多忙のことと存じますが、事業主又は労務管理・安全衛生健康管理等のご担当者をご参加されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 2020年2月4日(火) 13:30~16:40(予定)
2. 場 所 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町1-157-1 電話:0566-24-1841)
3. 次 第
 - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 労務・教育部会長 浅岡淳一
刈谷労働基準監督署 署長 寺部 重宏
 - 2) 説明 中小企業対象に施行直前
【働き方改革】「時間外労働等の上限規制等について」
刈谷労働基準監督署 第一方面主任監督官 久野俊介
 - 3) 説明
「愛知労働局による働き方改革支援事業について」
刈谷労働基準監督署 労働時間相談・支援班 辻 友一郎
 - 4) 説明
「2020.4月施行予定の同一労働同一賃金について」(仮題)
愛知働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 名屋 浩志
4. 会 費 無料
5. その他 当日は講習会等参加証(カード)をご持参下さい。

※参加をご希望される方は、お手数でございますが裏面の参加申込書をご記入いただき、期日までにお申込み下さい。

事前のお申込が無い方には資料をお渡しできない場合がございますので、必ずお申込をお願いいたします。

以上

*ご出席される方は、1月20日(月)までにFAXまたはメールにてお申し込みをお願いします。

年 月 日

(一社)刈谷労働基準協会 行き

(FAX 0566-21-6366)

(E-mail info@kariya-rouki.or.jp)

労務管理講習会参加申込書 兼 参加券

2020年2月4日(火)開催の労務管理講習会に出席します。

支 部

刈谷 ・ 知立 ・ 安城 ・ 高浜 ・ 碧南

(事業所のある所在地に○をして下さい)

事業所名

出席者名

〃

〃